

# ご存知ですか？子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から子ども・子育てに関する新しい制度がスタートします。  
制度の概要をご理解いただき、様々な子育てに関するサービスをご活用ください。

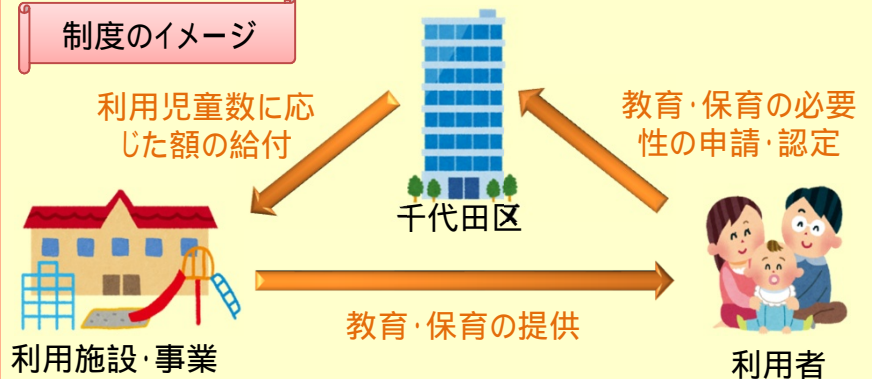
## 制度の特徴

「子ども・子育て」が社会保障の一つに位置付けられるようになります。



就学前の子ども<sup>1</sup>の教育・保育を保障するため「給付制度」が導入されます。

## 制度のイメージ



新制度では、新たに「必要な教育・保育の認定制度」が導入され、給付対象となる施設・事業の利用を希望する方は、支給認定を受ける必要があります。

## 認定区分

保育を必要とする事由に該当しているか判断

### 第1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

【主な利用先】幼稚園、こども園

### 第2号認定 満3歳以上 保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合

【主な利用先】保育所、こども園

### 第3号認定 満3歳未満 保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労等の事由により保育を必要とする場合

【主な利用先】保育所、こども園、地域型保育

## 保育を必要とする事由

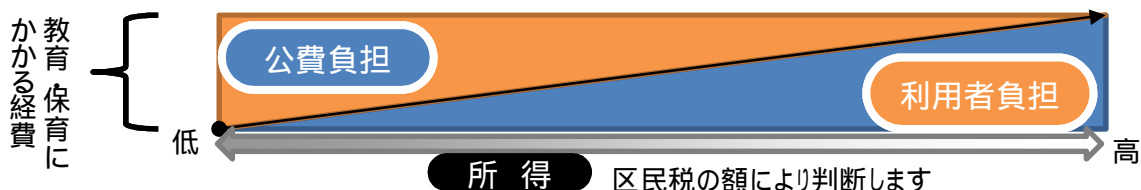
- 就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要なこと
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

第2号認定又は第3号認定の方が保育所の入所申込みをできます。ただし、定員以上のお申し込みのあった場合は入所調整をすることになりますので、入所をお約束するものではありません。

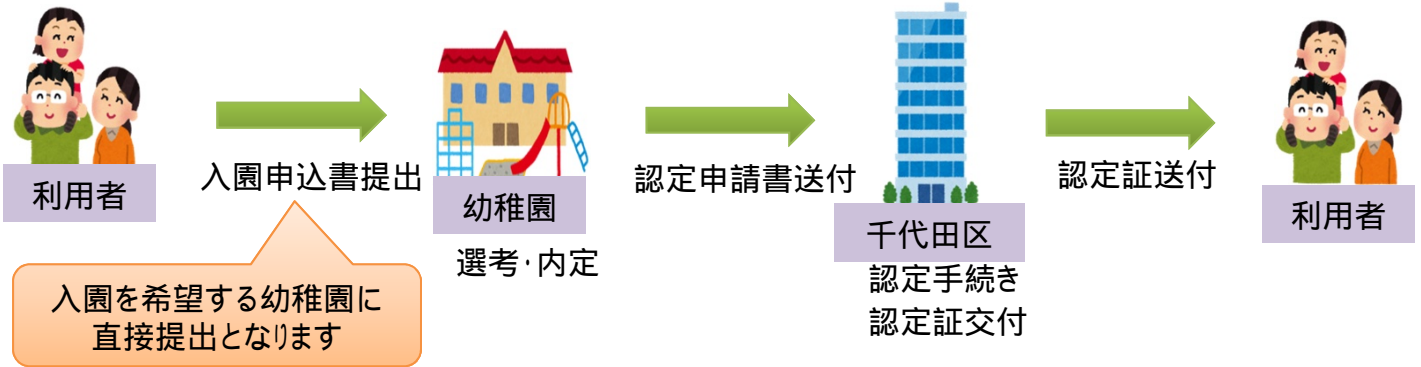
新制度の対象施設(幼稚園・保育所など)の保育料は、

原則「**応能負担**」となります。

(イメージ図)



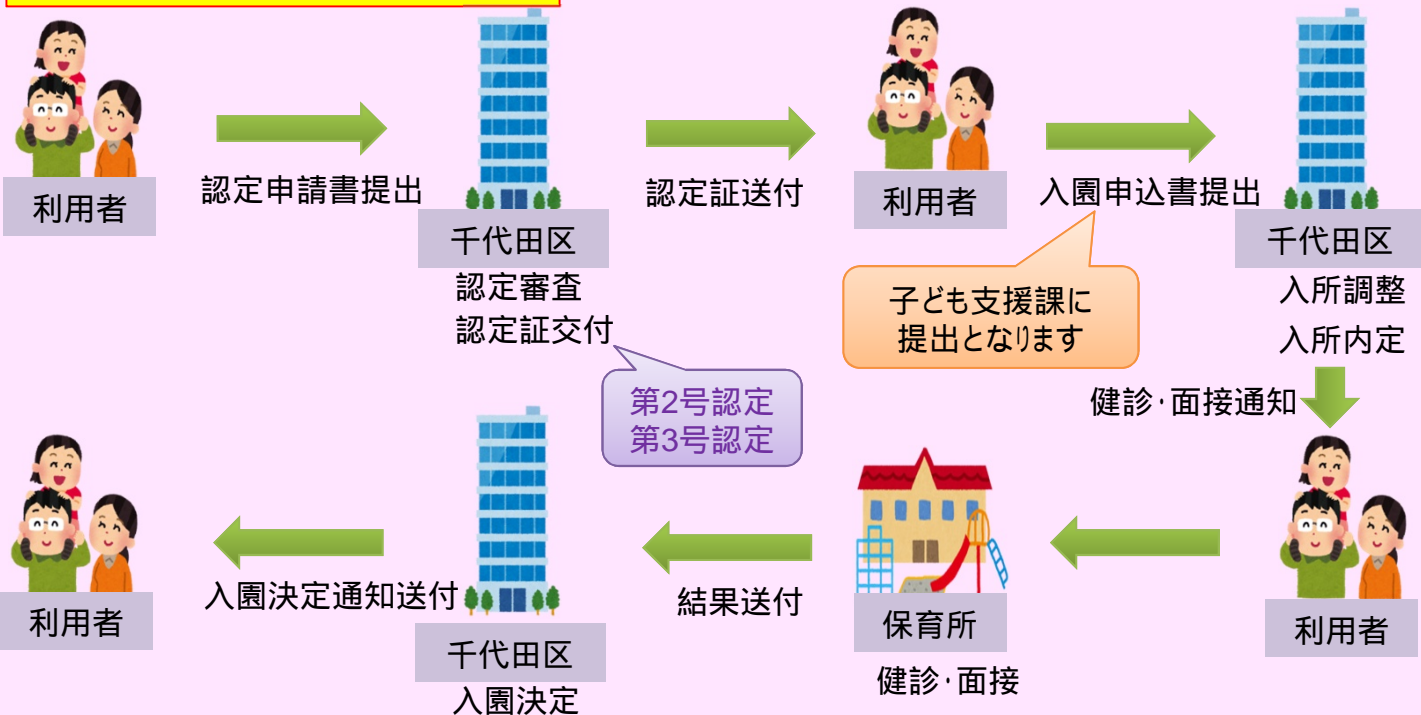
## 支給認定・幼稚園の入園手続 (新入園児向け)



入園申込書が認定申請書を兼ねます

新制度に移行しない私立幼稚園については、支給認定の手続き( ~ )はありません。

## 支給認定・認可保育所の入園手続 (新入園児向け)



## 幼稚園・認可保育所 在園児の支給認定手続

- ✓ 新制度に移行する区立幼稚園や認可保育所(区立保育園含む)に在園している方は、支給認定の申請をしていただき、認定証の交付を受けていただく必要があります。区役所からお送りする認定申請書をご提出ください。
- ✓ 平成27年4月から就学されるお子さんは認定申請書を提出する必要はありません。
- ✓ 新制度に対応しない幼稚園へ通園されている方は認定申請の必要はありません。

【子ども・子育て支援新制度に関するお問い合わせ】

千代田区子ども・教育部子育て対策担当課 03 - 5211 - 3643